

令和7年度 岐阜県CKD普及啓発月間 実施要綱

1. 名称

岐阜県CKD普及啓発月間

2. 趣旨

県では、第4次ヘルスプランぎふ21に基づき、生活習慣病の発症・重症化予防等の取組みにより健康寿命の延伸、健康格差の縮小、壮年期死亡の減少を目指している。CKDは無症状で進行しやすく、心血管疾患リスクの上昇や腎不全による透析・移植に至る可能性があり、早期発見と生活習慣改善・適切な治療の継続による重症化予防が重要である。

これらを踏まえ、「世界腎臓デー」（毎年3月の第2木曜）に合わせた2月～3月を県及び市町村、関係団体等が一体となって、啓発事業及び行事等に取り組む「岐阜県CKD普及啓発月間」と定め、CKDに関する正しい知識の向上とCKDに関する社会的関心の喚起を図ることで健康無関心層も取り込んだCKD対策を推進する。

3. 実施期間

期間：令和8年2月1日（日）～令和8年3月15日（日）

4. 実施主体

市町村及び関係団体協力のもと岐阜県（健康福祉部保健医療課）が実施する。

※想定される協力機関：保健所、市町村、医療機関、岐阜県薬剤師会、岐阜県栄養士会、岐阜県看護協会、患者団体、連携協定企業、学校等

5. 実施の方法

(1) 岐阜県

ア 関係団体との連携の下に、岐阜県CKD普及月間の県内全域での推進を図る。

イ 報道機関等を活用し、岐阜県CKD普及月間の広報・宣伝及びCKDに関する正しい知識の普及を図る。

(2) 関係団体

岐阜県CKD普及月間の実施に当たっては、次に掲げる方法を参考にして各市町村及び各団体の実情に応じて創意工夫を凝らした効果的な広報・宣伝及び知識の普及活動等を行う。

ア 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、行政の広報誌、関係機関誌、懸垂幕、ポスター及びパンフレット等による広報・宣伝の実施

イ 講演会、展示会、保健学級、栄養教室、運動教室、健康相談室等の開催によるCKDに関する正しい知識の普及

6. 実施に当たっての留意事項

(1) 他の関係団体等と相互に緊密な連携を図り、CKDの認知度向上に資する取組みを展開すること。

(2) 地域及び各団体の実情に応じて、重点的に実施すべき事項を明確にした上で、広報手段を積極的に活用するなど、取組みの効果的な推進を図ること。

7. 計画書及び実績報告の提出

市町村及び各団体は、岐阜県 CKD 普及啓発月間における取組み計画を県に提出し、県はこれを集約して県ホームページに掲載する。また、期間終了後には、各団体が取組実績を県に報告すること。